

## 「農業委員会等に関する改革」に関する意見書

地域において、農業は地域経済の重要な産業と言うだけでなく、農産物の安定供給機能、水源の涵養機能、自然環境の保全機能、地域社会の維持活動機能といった多面的な機能を担っている。特に、過疎地や中山間地での農業への依存は大きく、農業を失えば地域の消滅につながるなど地域政策の面からも重要な課題である。

このような農業の位置づけのなかで、農業委員会などの関係団体は、これまで農業の振興や地域の生活基盤を支える機能を果たし、農業施策の全体の底上げに重要な役割を果たしてきた。

今後も農業施策の円滑な推進と農村地域の経済の維持・発展に果たす役割の面から、農業委員会の重要性は一層増していくと考えられる。

一方で、農業、農村は多くの課題を抱えており、今後、農業委員会をはじめ、国・地方行政、流通、消費者にいたるまで、我が国の農業の諸課題解決のため、対策の検討や改善への努力が必要なことも事実である。しかし、今回の「農業委員会等に関する改革」では、これまで農業委員会の果たしてきた役割や貢献を無視し、その責任が農業委員会に押し付けられている。

農業委員会が時代の変化に対応し、常に改革の努力を行っていかねばならないことは言うまでもないが、しかし、それらの改革はあくまで農業者の立場に立った農業委員会自身による自己改革が基本である。

ついでに、国の一方的な改革ではなく、農業・農村の実態を踏まえ、農業委員会や関係者の多様な意見を反映し、現場での混乱をきたすことのないように、農業の活性化が図られるための農業委員会の見直しとなることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 15 日

静岡県焼津市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
内閣官房長官  
規制改革担当大臣  
地方創生担当大臣

様